

野田村商工会中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び原油価格高騰等による費用増加に直面している中、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者等に対して、予算の範囲内で、野田村商工会中小企業者等事業継続緊急支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による。）及び次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の法人及び組合であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の法人及び組合であって、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が九百人以下の法人及び組合であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の法人及び組合であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (7) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の法人及び組合であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 次のいずれかに該当する者は、中小企業者以外の扱いとする。

- (1) 資本の額及び出資の総額並びに従業員数が前項に定める要件を満たさない者（以下「大企業」という。）が発行済み株式の総額又は出資価額の総額の二分の一以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総額又は出資価額の総額の三分の二以上を複数の大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の二分の一以上を占める者

(支援金の支給基準)

第3条 野田村商工会会長（以下「会長」という。）は、この支援金を別表1の基準により支給す

るものとする。

(給付申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野田村商工会中小企業者等事業継続緊急支援金申請書兼請求書（様式第1号）に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、野田村商工会中小企業者等事業継続緊急支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により支給の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を支給するものとする。ただし、支援金の支給は、同一の事業者につき1回とする。

(支援金の返還等)

第6条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の支給を受けたとき。
- (3) その他会長が適当でないと認めるとき。

2 会長は、前項の規定により支援金の支給決定を取り消したときは、既に支給した支援金の返還を命ずるものとする。

(指示事項の遵守)

第7条 申請者は、野田村商工会が関係書類の提出を求めるなど支援金の支給に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(延滞金)

第8条 申請者は、前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を野田村商工会に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月3日から施行する。

別表1（第3条関係） 中小企業者等事業継続緊急支援金支給基準

項目	基準
支給対象者	以下の(1)から(10)の全てを満たすこと。 (1) 野田村商工会が管轄する区域内（岩手県内に限る）に本店所在地がある法人等、又は住所がある個人事業者等の中小企業者であること (2) 別表2に定める対象業種を営む事業者であること (3) 令和4年10月から令和5年3月の期間のうち、いずれか一月の売上が過去3年間の中の任意の年の同月と比較して20パーセント以上減少しているとともに、売上が減少した同月に、事業のために支払ったエネルギー ^{※1} の単価が前年同月の単価と比較して増加している者であること ^{※2, 3, 4} (4) 事業継続の意思があること (5) 過去3年間で売上減少を比較する年に確定申告を行っていること ^{※5} (6) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと (8) 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと ^{※6} (9) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと (10) 関係法令を遵守していること
支援金額	法人15万円、個人7.5万円を定額支給。

- ※1 エネルギーとは、事業に要する電気、ガス（都市ガス、LPガス）、燃油（ガソリン、灯油、軽油、重油）及びその他の燃料等をいう。
- ※2 令和4年12月1日までに事業を開始し、売上及び仕入等の取引を行っていること。
- ※3 申請時点において、過去3年間の売上が存在しない者にあつては、比較月の直近までのいずれか一月の売上を算定に用いることができることとする。
- ※4 白色申告者にあつては、基本的に月平均の売上で算定を行うこと。
- ※5 何らかの理由により確定申告の免除をされている事業者にあつては、当該理由が合理的であり、確定申告書類と同等の書類を適切に作成していた時は支給の対象とする場合があること。
- ※6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定めるものをいう。

別表2 (別表1関係) 対象業種

大分類	中分類 (又は小分類)
C (鉱業、採石業、砂利採取業)	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D (建設業)	06 総合工事業 07 職別工事業 (設備工事業を除く) 08 設備工事業
E (製造業)	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F (電気・ガス・熱供給・水道業)	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G (情報通信業)	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H (運輸業、郵便業)	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業 (信書便事業を含む)
I (卸売業、小売業)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

	54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J (金融業、保険業)	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K (不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M (宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N (生活関連サービス業、娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q (複合サービス事業)	86 郵便局 87 協同組合 (他に分類されないもの)
R (サービス業) 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 (別掲を除く) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 (931 経済団体) (932 労働団体) (933 学術・文化団体) (939 他に分類されない非営利的団体) 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類 (平成21年3月23日告示第175号 (平成25年10月改定))」に基づく分類であること